

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課より、「職場における熱中症予防対策の徹底について」の通知が届きましたので下記に記載いたします。

職場における熱中症予防対策の徹底について

気候変動の影響により、国内の職場における熱中症による死傷災害は非常に多くなっており、令和7年における休業4日以上死傷者数は、1,803人と統計開始以来最多となっております。

職場における熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないことが重要となります。

令和7年4月15日には、厚生労働省において、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布されました（令和7年6月1日に施行）。

具体的には、暑熱な場所において連続して行われる作業（※）等、熱中症を生じるおそれのある作業を行う際には、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者へ義務付けられたところです。

・「熱中症の自覚症状のある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知

・熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※WBGT28度以上又は気温31度以上の場所において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいう。

今般、本年3月には、厚生労働省により、職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むことができるよう、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。

異常を認めただけの際は、躊躇なく救急隊を要請するなど状況に応じた熱中症予防対策の取組を進めていただけますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳細情報は以下

厚生労働省のホームページにてガイドラインが掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html

リーフレットはこちらをクリックしてください。